

佐久市規則第24号

「佐久市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則」

をここに公布する。

令和8年 6月 8日

佐久市長 柳田清二

佐久市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

佐久市印鑑条例施行規則（平成17年佐久市規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第11条関係）

印鑑登録証明書交付申請書

（申請先）佐久市長

年 月 日

印 鑑 登 録 番 号 <small>（個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者 証明書をお持ちの場合は記入不要）</small>		
個 人 番 号 カ ー ド 特 定 在 留 カ ー ド 特 定 特 別 永 住 者 証 明 書		あり ・ なし
必 要 枚 数		枚
印 鑑 登 録 者	住 所	佐久市
	氏 名	年 月 日生

代 理 人	住 所	
	氏 名	年 月 日生

- （注意） 1 印鑑登録証、個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を必ず提示してください。
- 2 個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書による交付は、本人のみです。

附 則
（施行期日等）

- 1 この規則は、令和8年6月14日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の規定に基づき作成された用紙については、当分の間、所要の修正を加えて使用することができるものとする。

佐久市規則第25号

「佐久市下水道指定工事店等に関する規則の一部を改正する規則」

をここに公布する。

令和8年 6月 8日

佐久市長 柳田清二

佐久市下水道指定工事店等に関する規則の一部を改正する規則

佐久市下水道指定工事店等に関する規則（平成17年佐久市規則第160号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号を次のように改める。

- (1) 紛失したとき 住民票、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。）、特定在留カード（同法第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。）又は特定特別永住者証明書（同法第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）の写し又は定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書

第9条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合 個人にあつては住民票、在留カード、特定在留カード、特別永住者証明書又は特定特別永住者証明書の写し及び指定工事店証、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに指定工事店証

様式第1号、様式第6号、様式第8号及び様式第9号を次のように改める。

様式第 1 号（第 2 条、第 3 条関係）

年 月 日

下水道排水設備指定工事店指定申請書
(新規・更新)

(申請先) 佐久市長

申請者	ふりがな 営業所名 及び所在地	電話 ()
	ふりがな 代表者氏名	

[添付書類]

- 1 条例第 9 条第 1 項第 4 号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（様式第 2 号）
- 2 個人の場合は、申請者の住民票、在留カード、特定在留カード、特別永住者証明書又は特定特別永住者証明書の写し
- 3 法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 4 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（様式第 3 号）
- 5 選任責任技術者名簿（様式第 4 号）及び責任技術者証の写し
- 6 工事の施工に必要な機械器具を有していることを証する書類（様式第 5 号）
- 7 指定の更新の場合は、指定工事店証（様式第 6 号）

(注) 指定の更新の場合には、「営業所名」は「指定工事店名（商号）」と読み替える。

様式第6号（第5条関係）

年 月 日

下水道排水設備指定工事店証

佐久市長



下記の者を、佐久市下水道条例第9条の規定により、佐久市下水道排水設備指定工事店として指定する。

指定（登録） 番号	第 号
指定工事店名 （商号）及び所 在地	
代表者氏名	
指定の有効期間	年 月 日～ 年 月 日

様式第8号（第7条関係）

年 月 日

下水道排水設備指定工事店証再交付申請書

（申請先）佐久市長

申請者	指 定（登 録）番 号	第 号
	ふ り が な 指定工事店名（商号） 及 び 所 在 地	電 話 （ ）
	ふ り が な 代 表 者 氏 名	

[理由]

[添付書類]

- 1 住民票、在留カード、特定在留カード、特別永住者証明書又は特定特別永住者証明書の写し（個人）
- 2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人）

様式第9号（第9条関係）

年 月 日		
下水道排水設備指定工事店変更届出書		
(届出先) 佐久市長		
指定(登録)番号 第 号		
指定工事店(商名)		
代表者氏名		
異 動 事 項	新	旧
ふ り が な 指 定 工 事 店 名 (商 号)		
添付書類	1 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人) 2 指定工事店証(様式第6号)	
指 定 工 事 店 所 在 地	電話 ()	電話 ()
添付書類	1 住民票、在留カード、特定在留カード、特別永住者証明書又は特定特別永住者証明書の写し(個人) 2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人) 3 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図及び写真(様式第3号)	
ふ り が な 代 表 者 氏 名		
添付書類	1 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人) 2 指定工事店証(様式第6号)	
役 員	変 更 有・無	
添付書類	1 登記事項証明書 2 条例第9条第1項第4号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類(様式第2号)	
責 任 技 術 者 氏 名		
添付書類	責任技術者証の写し	

(注) 指定工事店証の記載事項の変更がある場合には、同時に同証の書換交付申請書が必要となるものである。

附 則

この規則は、令和8年6月14日から施行する。